

議案第 1 1 6 号

京丹後市病院事業条例等の一部改正について

京丹後市病院事業条例等の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

京丹後市長 中 山 泰

提案理由

地方自治法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 6 5 号）が本年 6 月 2 6 日に公布され、公布の日から起算して 2 年 6 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市病院事業条例等の一部を改正する条例

(京丹後市病院事業条例の一部改正)

第1条 京丹後市病院事業条例（平成16年京丹後市条例第150号）の一部を次のように改正する。

第8条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(京丹後市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 京丹後市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成16年京丹後市条例第204号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(京丹後市監査委員条例の一部改正)

第3条 京丹後市監査委員条例（平成16年京丹後市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。

京丹後市病院事業条例(平成16年京丹後市条例第150号)新旧対照表【第1条関係】

現行	改正案
京丹後市病院事業条例 平成16年4月1日 条例第150号 第1条～第7条 (略) (議会の同意を要する賠償責任の免除) 第8条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円を超える場合とする。 第9条～第18条 (略)	京丹後市病院事業条例 平成16年4月1日 条例第150号 第1条～第7条 (略) (議会の同意を要する賠償責任の免除) 第8条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の9第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円を超える場合とする。 第9条～第18条 (略) <u>附 則</u> <u>この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(令和6年法律第65号)附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。</u>

京丹後市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(平成16年京丹後市条例第204号)新旧対照表【第2条関係】

現行	改正案
京丹後市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 平成16年4月1日 条例第204号 第1条～第4条 (略) (議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。 第6条・第7条 (略) 別表第1・別表第2 (略)	京丹後市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 平成16年4月1日 条例第204号 第1条～第4条 (略) (議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の9第8項の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。 第6条・第7条 (略) 別表第1・別表第2 (略) <u>附 則</u> <u>この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。</u>

京丹後市監査委員条例(平成16年京丹後市条例第41号)新旧対照表【第3条関係】

現行	改正案
京丹後市監査委員条例 平成16年4月1日 条例第41号 第1条 (略) (請求又は要求による監査) 第2条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第242条第1項若しくは<u>第243条の2の8第3項</u>の規定による監査の請求又は第199条第6項の規定による監査の要求があったときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から10日以内に監査に着手するものとする。 第3条～第11条 (略)	京丹後市監査委員条例 平成16年4月1日 条例第41号 第1条 (略) (請求又は要求による監査) 第2条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第242条第1項若しくは<u>第243条の2の9第3項</u>の規定による監査の請求又は第199条第6項の規定による監査の要求があったときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から10日以内に監査に着手するものとする。 第3条～第11条 (略) <u>附 則</u> <u>この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。</u>